

1 初回は、任意保険(対人賠償保険)の支払要件について検討します。

対人賠償保険は、実損を填補する「損害保険」であり、填補される損害が、他人に対して損害賠償責任を負ったことにより被保険者が被る損害であることから「責任保険」ともいわれています。

保険金支払いの要件は、(1)被保険自動車の「所有、使用または管理」に起因して他人の生命または身体を害すること、(2)これにより「被保険者」が法律上の損害賠償責任を負担すること、です。

2 まず(1)の「所有、使用または管理」とは、自動車がおかれている全ての状態を包含する概念であり、自賠法における「運行によって」という概念よりも広いといわれています。

自賠法上の「運行」とは、「自動車を当該装置の用い方に従い用いること」をいい(2条2項)、例えば、車庫に格納中はこれに含まれず、格納中の自動車が発火して怪我をした場合にも自賠法3条の責任は発生しません。しかし、この場合にも、被保険自動車の「管理」に関し被保険者が民法709条等の賠償責任を負う場合には、対人賠償保険によって賠償額全額について保険金が支払われることになります。

なお、(1)の要件における「他人」の生命または身体を害するという場合の「他人」も、自賠法上の「他人」とは異なり、被保険者以外のすべての者をいうとされています。

3 次に、上記(2)の要件ですが、対人賠償保険では、「被保険者」が賠償責任を負ったときに「被保険者」に対し保険金が支払われます。

「被保険者」とは、保険事故の発生によって経済的不利

益(賠償責任の負担)を被る当事者として、保険金支払いを受ける権利を有する者をいい、誰が「被保険者」に当たるかという点は、非常に重要です。

この点、被保険者の範囲は約款上明記されており、まず保険証券記載の被保険者(「記名被保険者」といいます)が被保険者となることは当然ですが、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、被保険自動車を使用または管理中だった場合にも、「被保険者」とされます。自動車の所有者以外の家族等が自動車を使用することも多く、この場合にも対人賠償保険の保護を及ぼす必要があるためです。

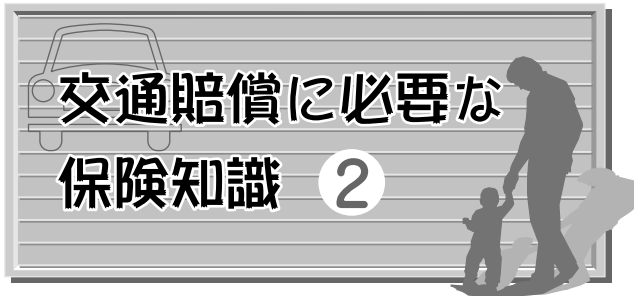
また、記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中のものも、「許諾被保険者」として、同様に自動車保険金の支払対象となります。この承諾は黙示の承諾も含みますが、記名被保険者の承諾のない、いわゆるまた貸しの場合には含みませんので注意が必要です。また、モータービジネス業者は、許諾被保険者から除外されています。

さらに、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用し事故を起こした場合に、使用者が自賠法3条あるいは民法715条により損害賠償責任を負う場合には、当該使用者も被保険者となり保険金支払の対象となります。

4 以上のとおり、保険約款上は被保険者の範囲が一定程度拡大されているため、一つの事故で、被保険者が複数存在することもあります。

この場合、約款の条項の適用は被保険者毎に判断されます。例えば、被害者と被保険者との間に親子関係等がある場合は、約款上免責事由とされ保険金は支払われませんが、他に被保険者となる賠償義務者がいて、その者と被害者との関係で免責事由がなければ、その被保険者の賠償責任については保険金が支払われることになります。

したがって、賠償義務者が複数いる場合には、保険の支払対象となる者を、その都度約款をよく読んで、きちんと確認する必要があります。



1 今回は、任意保険契約締結時の「告知義務」と契約締結後の「通知義務」について説明します。

2 「告知義務」とは、保険契約者、記名被保険者（車両条項においては被保険者＝被保険自動車の所有者）、またはこれらの者の代理人が、契約締結の際、保険会社に対し、重要な事実を告げなければならない、または重要な事項について真実を告げなければならないという義務です。保険会社は、告知内容に基づいて、契約を引き受けるか否か、適用料率をどうするかを判断します。告知義務事項は、申込書記載の事項です。具体的には、被保険自動車の登録番号、用途、車種、前契約における事故の有無、過去1年間に保険会社から自動車保険契約を解除されたことの有無、同一の被保険自動車に対する他の保険契約等の有無等です。

告知義務を負う者が、故意または重大な過失によって告知義務に違反した場合は、保険会社は保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知によって保険契約を解除することができます。

しかし、契約を解除する前に、(ア) 告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合、(イ) 保険会社はその事実を知っていた場合、または過失によって知らなかった場合、(ウ) 告知義務を負う者が、保険金を支払うべき事故の発生前に書面をもって更正を申し出て、保険会社が承認した場合、(エ) 保険会社はその事実を知ったときから、その日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合、(オ) その事実が危険測定に関係のないものであった場合には、保険会社は契約を解除する

ことができません。

ただし、保険会社は、前記（オ）の場合であっても、前記の他の保険契約等に関する事実について告知義務違反があったときは、モラルリスクのおそれがあること等から、契約を解除できます。

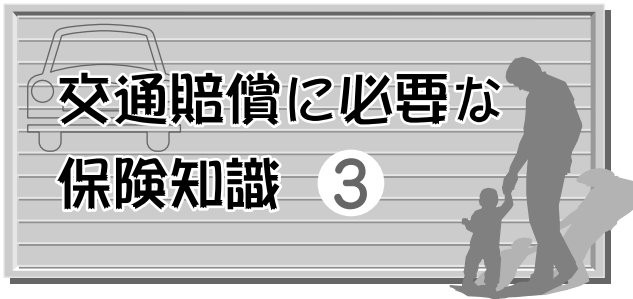
告知義務違反による解除は、将来に向かって効力を生じます。したがって、解除以前の保険料は保険契約者に返還されません。しかし、解除以前に保険事故が発生したときは、保険会社は保険金を支払わず、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

3 次に、「通知義務」とは、保険契約者または被保険者が、保険期間の中途において、保険会社に対し、危険の変更が生じる一定の事由につき、通知し、承認の請求をしなければならないという義務です。

通知義務事項は、各保険会社によって異なりますが、被保険自動車の用途、車種または登録番号の変更、被保険自動車の使用目的の変更、被保険自動車の競技、曲技または試験のための使用等、被保険自動車への火薬等の危険物の積載、被保険自動車を主に使用する者の変更、他の保険契約等の締結があります。

通知を受けた保険会社は、通知された事項を承認することも契約を解除することもできます。また、承認する場合には、危険の増加があれば、追加保険料を請求することもできます。

通知義務者が、上記 ないし について通知を怠ったときは、その事実が生じたときから（事実の発生が通知義務者の責めに帰すことのできない事由による場合は、通知義務者がその発生を知ったときから）、その事実がなくなるまでの間に生じた保険事故については保険金は支払われません。ただし、上記 、 、 については、危険の増加が生じない場合は、保険金が支払われます（この点については、各保険会社により異なります。）。また、承認請求書を受領した後であれば、その事実が継続していても、その後の保険事故については、保険金が支払われます。



1 今回は、モラルリスク (moral risk = 道徳的危険) について説明します。

モラルリスクとは、保険金の不正取得目的でなされた保険契約、不正な保険金請求、あるいはそのようなことをする被保険者に関する事案のことですが、最近ではモラルハザード (moral hazard) という用語が使われることも多いようです。

保険会社にとっては、保険契約締結時や保険金請求時にモラルリスク事案を見抜くことが必要ですが、保険金を請求する側にとっては、どのような場合にモラルリスクを疑われて契約締結を拒否されたり、保険金支払を拒否されたりするのかを知り、そのような場合にどう対処したら良いのか検討しておくことが重要です。

2 保険契約そのものの効力が問題となるのは、前回解説があった告知義務・通知義務違反の場合や、保険契約自体の公序良俗 (民法90条) 違反の場合です。

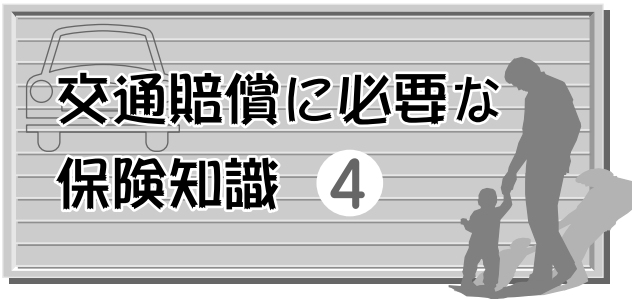
生命保険に関する判例には、保険契約者が多額の生命保険金を請求した事案で、会社の経営・資産状況を詳しく検討して、社会通念上合理的と認められる危険分散を著しく超える生命保険契約は、公序良俗違反で無効だとしたものがあります。また、火災保険に関して、保険契約から保険事故発生までの時間的密着性、保険契約者の

経営や借金の状況、保険金額の過大さ、損害申告の過大さ、保険事故についての作為の疑惑などから、保険金詐取目的の契約締結だと認定した上、保険契約は公序良俗に反して無効だとした判例があります。

なお、公序良俗違反を理由とする契約無効の理論は契約締結時の事情を理由とするものなので、契約締結後、契約者が保険を大量に増やすなど徐々にモラルリスクが増大していくような事案では問題にはならないのではないかと疑問があります。学説には、このような場合、保険契約の有効要件が消滅したとして公序良俗違反による失効を認める立場や、道徳的危険が増加したという理由から商法656条による失効を認める立場があります。

3 保険契約が有効に成立しても、保険会社が保険料を領収する前に発生した事故については保険金は支払われません。もっとも、保険会社が保険料を受け取っていない場合、契約者が保険代理店に保険料の立替払を依頼していた場合は、代理店が立替払を約束したときに支払があったものとして扱うべきだとするのが判例です。また、代理店の事情で保険料の徴収が遅れていた場合は、保険会社は保険金を支払うべきだと解すべきでしょう。なお、事故発生後に保険契約を締結して不正に保険金を請求することをアフターロス (アフロス) といいます。

4 事実認定においてモラルリスクが問題となるのは保険事故や損害の発生が疑われる場合です。判例には、車線変更時に車同士が接触したことを理由とする保険金請求に対し、衝突痕の高さ等が整合しないとして保険金支払債務の不存在を認めたものがあります。



1 今回は、任意保険の直接請求権について説明します。

任意保険約款の賠償責任条項の中に、対人事故・対物事故の場合に、損害賠償請求権者が任意保険会社に対して、損害賠償額を直接請求できると定めた規定があります。これが任意保険の直接請求権です。

被害者からの直接請求権は、責任保険の法理（保険契約者のリスクをカバーする）からすれば、否定されるべきともいえます。しかし、保険会社による示談代行制度が認められるようになり、被害者保護徹底の見地から、保険会社の当事者性をより明確にした結果、直接請求権が制定されることになりました。

2 保険約款上、直接請求権の発生要件は、被保険者が損害賠償責任を負担すること

保険会社が被保険者に対して填補責任を負うことです。

さらに、自賠法16条の自賠責保険の被害者請求権と異なり、次のいずれかに該当することが必要です。

- a 損害賠償額が裁判上または裁判外で確定したとき
- b 損害賠償請求権者が被保険者に対し、損害賠償請求権を行使しないことを書面で承諾した場合（免責証書）
- c 損害賠償額が保険限度額を超えることが明らかとなった場合
- d 被保険者又はその法定相続人の破産、生死不明、あるいは、被保険者が死亡しその法定相続人がいない場合

3 任意保険会社による示談代行が行われる場合、示談が成立すれば、任意保険会社から示談金が支払われます。

示談が成立しない場合であっても、通常被害者は加害者を被告として損害賠償請求訴訟を提起すれば足り、あえて、任意保険会社を被告とする必要はありません。

しかし、任意保険会社が約款上の免責事由があるとして保険金支払い義務の存在自体を争っている場合等は、被保険者に対する確定判決等がない限り、任意保険会社も共同被告とする必要が生じます。

この場合、前記2aの要件があることから、任意保険会社に対しては、被保険者に対する判決の確定を条件とする将来給付の訴えということになります。

そこで、訴状における請求の趣旨の例としては、

「被告保険会社は、原告の被告（注：被保険者）に対する判決が確定したときは、原告に対し、金〇〇円及びこれに対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」となります。

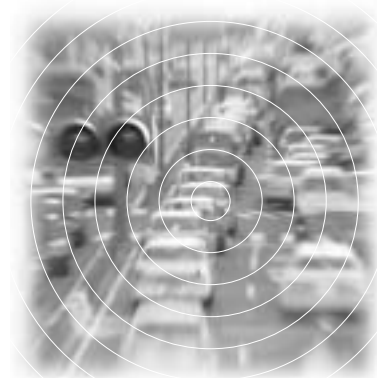
また請求の原因の中に、被告保険会社の責任原因として、保険契約の成立、直接請求の根拠となる保険約款の存在について記載する必要があります。

任意保険会社に対する遅延損害金の起算日については、任意保険会社は、保険約款上、被保険者が支払を命じられた金額を支払うことになるので、被保険者（加害者）と同じで良いとする考え方と、被保険者に対する判決が確定して初めて支払時期が到来するのであるから、被保険者に対する判決が確定した日の翌日からとすべきであるとの考え方があります。

4 直接請求権は、以下のいずれかに該当する場合には、これを行わせることはできません。

被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、又は裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して2年を経過した場合

損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が、時効により消滅した場合





「免責について」

1 保険事故が発生しても、一定の事由があるため任意保険金が支払われない免責について説明します。

2 対人、対物賠償保険に共通な免責事由としては、第1に、①契約者、記名被保険者等の故意、②記名被保険者以外の被保険者の故意、③戦争、暴動その他による災害に基づくものがあります。これらを発生原因とする事故については、不正行為防止、保険リスクの高まり等から免責となります。

第2に被保険者と被害者との身分関係により保険を支払うのが適当でない場合があり、④記名被保険者、⑤被保険自動車を運転中の者またその父母、配偶者、子、⑥被保険者の父母、配偶者、子、が被害者になったときは免責となります。また、労災補償によって被害回復されるべきとして免責になる場合があり、⑦保険者の業務に従事中の従業員（業務災害）、⑧被保険者の使用者の業務に従事中の他の従業員（同僚災害）、が被害者となったときは免責となります。

免責事由は、誰に対しても免責とされる絶対的適用と、各被保険者ごとに個別に判断される相対的適用にわかれます。①は絶対的、②は相対的、④、⑤は絶対的、⑥ないし⑧は相対的に適用されます。

3 自損事故保険、搭乗者傷害保険、無保険者傷害保険等の傷害保険の性格を持つ保険に共通な免責事由のうち、重要な規定を挙げると以下の通りです。

①戦争内乱や自然災害等を発生原因とする事故

②被保険者の故意による本人に生じた傷害

③被保険者の無免許運転、酒に酔った状態又は薬物等により正常な運転ができない状態で、本人に生じた傷害

②③の場合、賠償保険は被害者の保護から免責となりませんが、傷害保険は不正行為防止等から免責となります。

④被保険者が被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害

⑤被保険者の闘争行為、自殺行為又は犯罪行為によって、その本人に生じた傷害

⑥保険金を受け取るべき者の故意によって生じた傷害

④～⑥は、不正行為防止等の趣旨から免責になります。

4 人身傷害補償保険特有の免責事由の一部を紹介します。第1に被保険者の故意だけでなく、「極めて重大な過失」の事故も免責となります。第2にこの保険が被保険自動車以外の自動車に搭乗中の事故にも適用されるのでリスク負担を避けるために搭乗自動車の範囲を制限しています。例えば、①被保険者がその使用者の業務のために使用者所有の自動車を運転している場合に生じた損害、②被保険者が一定範囲の家族の所有する被保険自動車以外の自動車に同乗中に生じた損害、③被保険者が、被保険自動車以外の二輪自動車または原動機付き自転車に搭乗中に生じた損害等が免責とされます。

5 最後に無保険者傷害保険に特有な免責事由は、①被保険者の父母、配偶者、子、使用者、同乗使用人が賠償義務者となるとき、②無保険自動車が被保険者の父母、配偶者、子によって運転されているとき、③被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって損害がカバーされるとき、④被保険者が事業用自動車を運転中に生じたときです。

6 以上は免責事由の概要ですが、免責事由の規定は各保険会社の保険により異なりますので、約款による確認が必要です。



「一括払」の意味、性質

1 一括払は、一括払制度、一括払いシステムとも言われます。今回は、この一括払について説明します。

2 自動車事故で他人に怪我をさせたり、死亡させたときの保険には、自賠責保険(共済)と任意保険があります。

自賠責保険は、支払限度額が定められており(自賠法施行令2条)、傷害による損害で120万円、死亡で3000万円、後遺障害は等級に応じて75万円～4000万円となっています。任意保険は、人身事故の損害賠償額が自賠責保険では不足した場合にその部分をカバーするものです。そのため任意保険は自賠責保険の上積み保険といわれています。

両者の保険者は別個なので、本来、被害者は自賠責保険会社と任意保険会社のそれぞれに対して請求することになります。しかし、それでは煩雑です。

そこで加害者側に任意保険の契約があるときは、任意保険会社が窓口となって、任意保険会社が支払義務を負うべき部分の損害額とともに、自賠責保険によって支払われるべき損害額の部分についても、被害者に対してまとめて支払をする仕組みがとられています。これを一括払といいます。損害が確定しない段階でも被害者の必要に応じて支払をする任意保険の内払制度による支払がされるときに、一括払があると自賠責保険金を立て替えて支払いますので、自賠責保険における仮渡制度は、多くの場合利用する必要がなくなります。また、一括払がある間は、自賠責保険の被害者請求権(自賠法16条)が単独では消滅時効にかからない扱いがされています。但し、任意保険会社との間で交渉がなされているということを前提にしている点には注意が必要です。

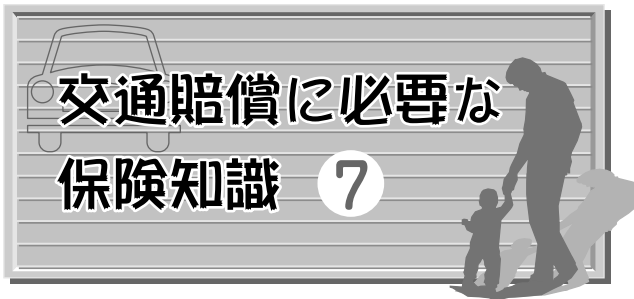
この一括払は、任意保険の対人賠償責任条項に根拠をおくものではなく、任意保険がサービスで行っているものですが、一括払の場合には、保険会社は被害者と初期に接触した時点で、①一括払制度の概要、②被害者は自賠責保険(共済)に直接請求できること、③一括払額は自賠責保険(共済)支払限度内では自賠責保険(共済)の支払基準による積算額を下回らないこと、などを記載した書面を交付することとなっています(平成14年3月11日国土交通省国自保第2358号、3項1))。保険会社は、通常、「保険金請求のご案内(自賠責保険)」などとして配布しているパンフレットをこの書面と位置付けています。

3 任意保険会社が一括払をしたときは、任意保険会社から自賠責保険に対して自賠責保険が支払うべき損害額を求償します。任意保険会社としては、事後に自賠責保険からスムーズに回収できるようにするため、被害者への支払に先立って、自賠責保険契約が有効に存在しているか否か、その損害支払額が自賠責保険の支払対象となるか否か、重過失減額の有無、後遺障害等級の有無・程度などを自賠責保険に事前に確認しておくことが必要となります。

この事前照会制度を事前認定制度といい、任意保険会社の依頼に応じて、自賠責保険の調査事務所はその結果を任意保険会社に通知し、被害者は任意保険会社からその結果の告知を受けます。

任意保険会社は、調査事務所が事前認定した後遺障害等級や受傷との因果関係等について異議がある場合には、異議内容を書面にして自賠責保険に対し、再認定依頼を行うことができます。被害者に異議がある場合には、任意保険会社に異議があることを通知して再認定依頼を行うよう求めることができます。この場合、被害者は一括払を解除して被害者請求(自賠法16条)に切り替えて異議申立をすることもできます。

なお、事前認定においては、後遺障害等級の認定がなされても、自賠責保険金は支払われません。支払を受けるには、一括払を解除して、被害者請求をする必要があります。もっとも、この場合、事前認定において後遺障害等級の認定がなされていますので比較的スムーズに支払がなされます。



被保険自動車の譲渡と入替

1 被保険自動車の譲渡

自動車を譲渡した場合には、自動車保険はどうなるのでしょうか。自動車は一定期間を経過すれば買い替えるのが普通です。自動車を買替える場合には、保険契約者としては、自動車の譲受人に保険契約関係を移転させるよりも、残っている保険期間や無事故割引率を自分が新たに取得する自動車にそのまま引き継ぎたい、と考えるのが一般でしょう。このため、自動車保険約款（一般条項5条）では、被保険自動車が譲渡された場合には原則として譲受人には保険契約関係は移転しない、という取扱いになっています。

2 被保険自動車の入替

けれども、保険契約者が被保険自動車（旧車両）を買替えるすべての場合に、そのまま保険契約関係が新たに取得する自動車（新車両）に適用されるわけではありません。自動車保険約款（一般条項6条）では、旧車両と新車両との用途・車種が同一であること、保険会社に対して入替の承認請求を行っていること、の2つの要件を満たした場合にはじめて、旧車両の保険契約関係が新車両に適用されることになっています。これを車両入替制度といいます。

もっとも、上記の要件については、手続に不慣れなファミリーカーの所有者にまで買替え時に直ちに承認請求を行うことを要求するのは酷であると考えられます。そこで、自動車保険約款は特約（被保険自動車の入替における自動担保特約2条）で、ファミリーカーについて新車両を取得した日の翌日から起算して30日以内に承認請求を行ったときは遡及して新車両に旧車両の保険契

約関係を適用する、という条項（いわゆる30日条項）を設けています。

3 承認請求の手続を忘れていた場合

保険契約者が上記の承認請求の手続を忘れていて30日条項の期間も経過してしまった後に新車両で事故を起こした場合にはどうなるのでしょうか。この点が問題となった裁判例があります。

大阪地判昭和61年3月28日判タ590号89頁は、保険契約者は自動車保険約款の具体的内容を知らないことが多いこと、商法650条、656条、657条が危険の著しい変更増加を要件として損害保険契約の失効又は解除を認めていること等から、入替によって特段著しい危険の増加を伴わない場合には承認請求の制限条項（30日条項）は無効である、として新車両の事故につき損害保険金の請求を認めました。

これに対して、控訴審の大阪高判昭和62年10月30日判時1278号139頁は、自動車保険約款の規定は、被保険自動車の譲渡と入替をめぐる保険契約関係を保険契約者の選択に委ねつつ各人の経済的利益に沿った運用を可能とするものであるから商法650条、656条、657条の立法趣旨と容易に比較衡量できるものとは言い難く、まして上記商法の各規定の立法趣旨に照らして保険契約者に苛酷なものと断定しうるものではない、と判示して原審を取り消しました。

判例・通説は、控訴審と同様に承認請求に関する約款規定は有効であると考えているようです（新・裁判実務体系「保険関係訴訟法」110頁以下）。

もっとも、平成20年6月6日に公布された新しい保険法（平成20年法律第56号）は片面的強行規定として「危険増加による解除」を規定しており（同法29条1項、33条1項）、他方、同法施行時には商法650条が削除されます。したがって、今後、この問題については約款改正も含め今後の動向を注視していく必要があるでしょう。





「無保険車傷害保険」

1 今回は、無保険車傷害保険について説明します。加害車両に任意保険が付いていない場合などに、自分(あるいは身内)の契約している自動車保険から損害填補を受けるもので、自分側の保険が加害者側の対人賠償保険であるかのような状態になります。

2 まず、保険金支払要件は、(1)無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または被保険者の身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じたこと(これを「無保険車事故」といいます。)、(2)前記(1)によって受傷した被保険者またはその父母、配偶者(内縁を含みます。)もしくは子が被る損害について、賠償義務者があること、です。

「無保険自動車」とは、被保険自動車以外の自動車であって、被保険者の生命または身体を害した自動車(これを「相手自動車」といいます。ただし、被保険者の所有車両は除外されます。)に対人賠償保険等が付保されていない場合のほか、付保されていても免責等によって保険金が支払われない場合や、相手自動車に付保された対人賠償保険等の保険金額が無保険車傷害保険の保険金額に達しない場合もこれにあたり、相手自動車が不明の場合も、その相手自動車は無保険自動車とみなされます。相手自動車が2台以上ある場合には、それらに付保された対人賠償保険等の保険金額の合計額が、無保険車傷害保険の保険金額に達しない場合にかぎり、各相手自動車は無保険自動車とみなされます。

この保険による補償を受けられる「被保険者」は、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子、からまで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置に搭乗中の者等です。したがって、無保険車事故の被害者自身が無保険車傷害保険を付保していなくても、配偶者や同居の親族が付保していれば

保険金が支払われることがあります。また、からにあたる者は、歩行中や被保険自動車以外の自動車に搭乗中であっても保険金が支払われます。ただし、被保険自動車に搭乗中の事故だけに限定する特約もありますので注意が必要です。

この保険による保険金が支払われるためには、被保険者が死亡するか、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じることが必要です。もっとも、死亡または後遺障害が生じた場合は、死亡や後遺障害に至るまでの治療費等の傷害に関する損害も担保されます。

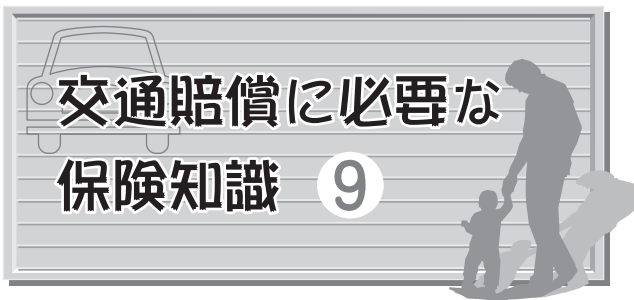
以上のほか、この保険による保険金が支払われるためには、無保険車事故について賠償義務者があることが必要です。

3 無保険車傷害保険においても免責事由があります。その代表的なものを次に挙げます。故意、無免許、酒酔いなどの被保険者等の不正行為がある場合、

賠償義務者が被保険者の父母、配偶者、子である場合や、被保険者の使用者、被保険者の同僚使用人で、他に賠償義務者がいない場合など、被保険者と特定の人的関係にある者から被害を受けた場合、運転代行業等の自動車取扱業者に被保険自動車を受託中に生じた損害、また、自動車検査証に事業用と記載されている自動車(タクシーなど)を被保険者が運転している場合に生じた損害等です。

さらに、無保険車傷害保険特有の免責事由として、無保険車事故であっても被保険自動車に適用される対人賠償保険等によって損害がカバーされる場合があります。また、人身傷害保険が契約されている場合には、多くの場合、無保険車傷害保険から支払われる金額が人身傷害保険から支払われる金額より多い場合に支払われる規定になっています。

4 この保険は実損をてん補するものです。従って、保険金の額は定額ではなく、賠償義務者が法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額が支払対象で、いわば、訴訟で認められる賠償金額ということになります。なお、過失相殺がある場合は過失相殺後の金額になります。ここにも、加害者側の対人賠償保険のような面が出てくるわけです。



「他車運転危険担保特約」

今回は、他車運転危険担保特約について説明します。

1 他車運転危険担保特約は、任意保険契約を締結してある自分の車（被保険自動車）以外の車を運転しているときにも、その「他の車」を自分の車とみなし、自分の車を運転していたときと同様に自分の任意保険が使えるようにする特約です。この特約がついていれば、一時的に知人から借りた車に万が一保険がついていなかったとしても、無保険状態のまま運転してしまう事態を回避できます。趣旨からして、自賠償分も含んで保険金が支払われます。文字どおり、「他の車」を「運転」するときの「危険」についても「担保」してくれる「特約」、それが「他車運転危険担保特約」です。担保範囲は、対人・対物のほか、人身傷害、搭乗者、車両等についても担保するものが多いようです。保険商品によっては、特約としてではなくて、賠償責任条項、人身傷害条項、無保険車傷害条項、車両条項等といった普通保険約款の各条項中に「他の自動車を運転中の補償内容」として組み込まれている場合もあり、いずれにしても個別の案件では約款を必ず確認しましょう。

2 以上のように、契約者・被保険者らにとっては大変ありがたい特約なのですが、他方で、1台分の保険料で複数の車が引き起こす事故を担保することになるわけですから、「一車両一保険」という大前提で成り立っている保険料率の算定上は、かなり例外的な扱いということになります。そこで、他車運転危険担保特約は、上記大前提が崩れない限度、すなわち、あくまで「臨時に借用した車」の運転中の事故に限定されざるを得ず、約款では、被保険者らが所有している車はもちろん、借りた車であっても「臨時」でなく「常用」している車は、「他車」にあたらないとされています。「常時使用」にあたるかどうかについては多くの裁判例があります。

3 また、「他車運転の危険」は自車のそれと同程度でなければなりませんので、「他車」は「自車（被保険自動車）」もその用途及び車種が自家用8車種の範囲内に限定されていますし、記名被保険者が個人の場合に限定されています。車の所有者については法人でもかまわないとするものが多いようです。また、賠償条項のように「所有・使用・管理」による事故全般にわたるものではなく、あくまで「運転中」の事故に限られます。さらに、被保険者の範囲は一定の親族に限られいわゆる許諾被保険者は含まれません。被保険者の範囲や他車の所有者の範囲をはじめ特約の要件を満たすかどうかについては、必ず個別の約款で確認しましょう。

4 判例
通勤用に約3ヶ月間借用していた車（東京高判平13.4.10 判時1761号79頁）、預かって8日目の事故とはいえ返還期日を定めずに借用し通勤に使用していた車（名古屋高判平15.5.15 自保ジ1496号）について「常時使用にあたる」としたもの（そのほか、福岡高判平19.1.25 判タ1239号319頁。）、購入のための試乗目的で借用した車（名古屋地判平19.9.21 交民40.5.1218）について「常時使用」にあたらなかったもの、サイドブレーキの引き方が不十分で坂道で止めた車が動き出し受傷した事故につき「運転中」の事故ではないとしたもの（東京高判平成14.12.25 判時1813号153頁）、同旨（大阪地判平16.6.16 判時1876号149頁）等があります。

